

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 0 号
件 名	市役所本庁舎の総合案内に市職員を配置し、適切に案内ができるよう改善を求めることについて
要 旨	<p>市役所本庁舎の総合案内には、警備員が1名配置されているのみで、市職員はいません。2月14日に総合案内に行き、新潟県交通災害共済のパンフレットを見せて、加入申込みをしたいのですが、どこへ行けばいいですかと尋ねました。すると、市役所では加入申込みは受け付けていません。中央区役所に行ってくださいと教示されました。</p> <p>後日、区役所に行き、申込みを済ませました。その後、総合案内の後方にある第四北越銀行新潟市役所出張所でも、加入申込みができることが判明しました。なぜ、案内を乞うたときに、警備員は第四北越銀行新潟市役所出張所を案内しなかったのでしょうか。なぜ業務を所管する市民生活課に問合せをしなかったのでしょうか。所管課を知らなかったのでしょうか。なぜ、中央区役所に問合せをしなかったのでしょうか。</p> <p>この例だけでなく、警備員だけでは案内できる限度があり、警備員は警備が主業務となっています。他市のように、市職員を配置することによって、適切できめ細かな案内ができるようになります。さらに、総合案内に市職員を配置することで、その場で用件が完結することが多くなります。以前は、市職員を配置していました。</p> <p>以上のことから、市役所本庁舎の総合案内に市職員を配置し、適切な案内とその場での用件完結を図ることを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年3月11日 総務常任委員会
受 理	令和6年2月26日 第762号